

## 第16回 100条調査特別委員会

日 時	令和5年2月28日（火）				午後1時30分 開会
					午後4時35分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバ ー	議長 石 川 修				
	副議長 佐々木 一弥				
証 人	堀 田 哲 三 清 水 良 三				
弁 護 士	井 花 正 伸				
事務局職員	議 会 事 務 局 長      九 島    隆 議 会 事 務 局 次 長   熊 野 正 章 議 会 事 務 局 参 事   高 橋 藤 憲 議 会 事 務 局 次 長 補 佐   宮 澤 泰 徳				

開会 午後1時30分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第16回100条調査特別委員会を開会いたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関によるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと考えておりますが、本日は証人喚問がございます。証人喚問につきましては、証人が証言しやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。本日1人目の証人であります堀田哲三氏に対し、事前に確認しましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては、やめていただきたいとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。本日の尋問時間につきましては1時間程度とさせていただきます、各委員からの関連尋問は端的に行っていただきたいと思っております。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時36分

○証人（堀田哲三君）入室

○委員長（丹尾廣樹君）再開いたします。

堀田哲三氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その由、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

（全 員 起 立）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人（堀田哲三君） 良心に従って真実を述べ、何も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月28日。堀田哲三。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

○証人（堀田哲三君） 宣誓書に署名

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、堀田哲三氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から必要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは堀田哲三さんですか。

○証人（堀田哲三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人（堀田哲三君） 間違いございません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。堀田哲三氏は、真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発についてを伺いたいと思います。

公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発文について、森川氏は、二、三人に相談して作成したと証言され、その相談相手として堀田氏の名前を挙げられました。告発文が作成される際に、森川氏から相談を受けられましたか。

○証人（堀田哲三君） 相談は受けておりません。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、告発文などの内容についてをお伺いしたいと思います。

森川氏が作成した公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発文の内容を知っておりますか。

○証人（堀田哲三君） はい、存じておりますが、昨年この委員会が立ち上がる11月頃に森川氏から電話があり、弊社、アサヒテクノフォート株式会社の会社のほうにファクスでいただきましたので、その時点で初めて確認いたしました。

- 委員長（丹尾廣樹君） 告発文の内容について、森川氏の証言の中に、神鋼環境ソリューションの営業マンから聞いたものだと証言され、その営業マンについては堀田氏であると述べられました。堀田氏は、神鋼環境ソリューションの営業マンとなる立場でございいますか。
- 証人（堀田哲三君） 全く身に覚えのないような、営業マンというのは、その会社に属しているというところで、私は営業を行ったことがございません。まして、鯖江市の組合の皆様方に、誰にお聞きになっても結構ですけれども、私は一度も営業として伺ったことはございませんので、間違いだと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） また、鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業にどのような立場で、どのように関わっておられましたか。
- 証人（堀田哲三君） 私は、先ほども言いましたように営業マンではございませんので、メーカーさんのほうから、地元企業に対してどのような工事が行われるのかというところで説明を行ってまいりました。
- ただし、今、地元企業様に関しましては、私が神鋼環境ソリューションさんから聞いている営業内容を一部お話しをしているので、多分私が営業マンというような形で思われたんでしょうけれども、先ほども言いましたように、私自身は営業の立場でも全くないというふうに私は思っております。
- 委員長（丹尾廣樹君） 告発文には「神鋼環境ソリューションが努力した営業内容の数々が、荏原製作所側に漏えいされた。また、昨年10月に施設組合より発表された要求水準書には、神鋼環境ソリューション側からの提案した内容は何も反映されませんでした。施設組合議会の資料には、不適切に何か所も改ざんされた形跡がありました。事前に荏原製作所が落札するように事が進み、内容が漏れている疑惑がありました。神鋼環境ソリューション側は、到底対抗できる内容ではないと不参加を表明しました」とありますが、今回、神鋼環境ソリューションが入札に参加しなかったことについて、堀田氏の立場から見てどのような理由があったと思われませんか。
- 証人（堀田哲三君） あくまでも私はメーカーの人間ではございませんので、メーカーが思っているような回答ではないかもしれませんが、間違いなくメーカーさんがおっしゃっていたのは、今回の要求水準書に関して、やはり高温高压の発電を主とした内容が記載していなかったという、営業を神鋼環境ソリューションさんも行っていたにもかかわらずというところでは間違いのない話だと思いますが、これに関しましては、鯖江の組合様側が最終的に、我々が提案したものを漏えいされたかどうかは私は分かりませんが、メーカーとして要求水準書を見て、これではやはり勝てないというような判断の下、参加を見送ったというふうに私は思っております。
- 委員長（丹尾廣樹君） これは要求水準書の中で、これでは勝てないとメーカーさんが判断されたということですね。
- 証人（堀田哲三君） 失礼ですけれども、改ざんがあったないかというのは、ここにおられる方皆さんが御存じかどうか分かりませんが、最終要求水準書を書き上げるとき

には、組合様は吟味して一番いい方法をやはり書かれる。

で、初めの提案、案ですね。案から変更になるのは、ほかの案件でも多々ございますので、メーカーとしてはこれに関して改ざんとか、不当なことがあったということは思わないからゆえに、それを異議申立てをすることなく不参加という形を取ったと私は聞いております。

○委員長（丹尾廣樹君） そうしますと、最終的に決断されたというところというのは、メーカーさんのほうで決断されたというのは、堀田さんは誰なのかというのは御存じないですか。

○証人（堀田哲三君） それは、恐らく会社内のもっとトップの方、営業の方ではなく、役員の方が決められたんだと私は思いますけども、私は役員の方ともお会いしておりませんので、営業の方から聞いた上で地元の企業様にはお伝えしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 私からの主尋問については以上でございます。

これについて、各委員さんからの関連尋問に移りたいと思います。

それでは、帰山委員のほうからお願いします。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 堀田証人にお尋ねをいたします。

さきに証言をされた、オタ建設の森川証人と堀田証人との関係について教えていただけますか。

○証人（堀田哲三君） 関係は、我々のほうから森川さんを存じていたわけではございません。清水組さんの会長様が懇意にされているということで、ぜひ今回の、もし組まれるのであればJVの仲間に入ってもらいたいと思うのでいかがでしょうかということで紹介をいただいております。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） さきの証人でもありますけども、清水組の清水会長との関係性について教えていただけますか。

○証人（堀田哲三君） こちらについても、私どもというよりも、神鋼環境ソリューションがここの入札に参加するに当たっての条件、これは全国的に同じなんですけども、やはり地元企業が参加されなければ、なかなか点数が取れないという面もございまして、私自身が福井市に住んでおりますので、福井市の建設業関係ですね、そういった方にお聞きすると、インターネットでも調べられるんですけども、点数ですね。実際に900点を超えられる建設の許可を持っているのは、残念ながら鯖江市では1社しかございませんので、もうちょっと低い、じゃ、850点以上のところで、しかも実績があつてというところで、実績評価の下、清水組の会長さんのほうにお声をかけさせていただいております。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、堀田証人がおっしゃられた清水組の会長さんに、るる調査された中で声をかけたということでもありますけども、それはいつ、どのタイミングで声

をかけられたかというのは覚えていらっしゃいますか。

- 証人（堀田哲三君） もう本当にうろ覚えではございますけども、一昨年2月、3月頃だったと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） そうした関係性の中で、先ほど委員長からもお尋ねがあったことの確認になるかもしれませんが、先ほど申し上げた森川証人が、令和4年2月に、公正取引委員会近畿中国四国事務所へ2月に送付したとされている資料が、私どもの手元にも記録として出ているわけでありまして、その資料につきましては、堀田証人も、昨年9月だと思っております、この100条調査委員会が立ち上がった時期に……
- 証人（堀田哲三君） いや、9月には私は頂いてなく、10月、11月に100条委員会で呼ばれるからということで、私のほうへ電話が直接ございまして、11月頃だったと思っておりますけれども、初めてファクスを送っていただいたんで、森川さんに聞いていただければ問題ないと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） 昨年10月、11月頃に、森川氏からファクスで堀田さんのほうに初めてその書類が送られてきたということですので、その内容からも推測はできるんですけれども、森川証人のこれまでの証言の中では、その文書中にあります、いわゆる神鋼さんが努力した営業内容の数々が荏原側に漏えいをした。施設組合より発表された要求水準書には、神鋼からの提案内容は何ら反映されなかった。不適切に何か所も改ざんされた跡があった。荏原に落札するように事が進み、内容が漏れている疑惑があった。これはもう原文のまま読み上げさせていただきましたけれども、そうしたことについて、誰と相談してこういうことを書いたんですか、もしくは清水証人もこのことについて何か御存じですかということについては、神鋼側の営業マンから聞いたんだと。その神鋼側の営業マンとは誰を具体的に指しますかということの中で、堀田証人のお名前を挙げられていたんですが、そのことについては何か知っていることはありますか。
- 証人（堀田哲三君） 多分ですが、私どもというよりも、神鋼環境ソリューションが不参加を表明したときに、内容を、私としては清水組の会長さんのほうにできるだけ詳しく説明をさせていただかなければいけないということで、そういったことを清水組の会長さんに私のほうから伝えたことを、恐らく清水組会長さんを通じて、あと、私自身が文章を書いて、分かりやすく大きな字で書かせていただいたものがあるんですけれども、それを見て私から聞いたというふうになっているのではないのかなと。  
で、告発文を書くから教えてくださいという形のものは、私は聞いておりません。
- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） そうした中で、いわゆる入札に関わる書類が修正されたり訂正されたということの中で、清水組の会長さんには少しお話しされたこともあったということでもありますけれども、その要求水準の内容であったり、入札に関わる書類が修正されたり訂正された、いわゆる変わったことについては、堀田証人はどういう状況でお知り

になりましたか。

○証人（堀田哲三君） これはメーカー側に、こういった要求水準じゃございませんけども、組合側から、あらかじめこういったもので購入をするよということで、問合せが、アンケートが入っております。その内容から見た上で、私ども、要求水準書が出たときに、若干変わりましたねというのはありますが、先ほど委員長にも私が述べたように、改ざんというよりも、これは行政側がやる内容はこれが一番いい方法で、これは我々が知る余地もございませんので、この部分に関しては行政で聞いていただいたほうがいいんじゃないですか。

○8番（帰山明朗君） 私からは最後の質問にさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、公正取引委員会に一定の告発に近いような文書が送られているような証言がこれまでも得られておりますけれども、公正取引委員会のほうから堀田証人に対して何らかの連絡もしくは調査が行われているという事実はありますか。

○証人（堀田哲三君） 全くございません。

○8番（帰山明朗君） 私からは以上です。

○2番（江端一高君） 私からはありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 本日は御苦労さまでございます。

○証人（堀田哲三君） よろしくお願いいたします。

○1番（林下豊彦君） 今ほどの中で、清水組の会長宛てに大きな文字で書いたという説明のことがあるとおっしゃっていましたが、その内容についてはお教えいただけますか。

○証人（堀田哲三君） 結構です。内容的には、神鋼側が、先ほど委員長も述べられたように、高温高圧の発電量ですね、これを主に営業をしてまいりましたけども、残念ながらそれを取り入れていただくことができなかった。これは神鋼側も私としても、思っているのは営業不足だと思っております。

そのほか、当然ながらこれは行政側が決めることでしょうけども、やはり地元優先でというようなところも強く出ておりましたので、この部分ではやはり勝つことはできないだろうと。

で、今回のですね入札内容というのが、やはりプロポーザルを主としたDBOでやっておりますので、このプロポーザルに係る費用というのが約1億ぐらいかかります。参加することによって、1億ぐらいの資料をつくるに値するかしないか、これは企業として当然の話だと思っております。こうしたときに、主に営業をやっておりました、この発電量ですね、これは神鋼環境ソリューションが得意としているものが、どうしても取り上げていただけなかったことに対して、やはり参加を取りやめようという会社の方針だということで、清水組の会長様のほうには文書にして私から出させていただいております。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。



○1番（林下豊彦君） ありがとうございます。

今の話の中で、高温高压の内容が十分反映されていなかったと。先ほどの質問の中でも、要求水準書が変更になるということは多々あるということですので、そういう意味では、あっても仕方ないかなというような内容だったということですか。

○証人（堀田哲三君） はい、そういうことです。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

それでは、また別のことですが、JVを組むという話があったと思うんですが、実際JVを組むというような契約を済まされたんですか。

○証人（堀田哲三君） 済んでおりません。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、荏原のほうはJVを正式に組んで取り組むと、今でいうこの1億円ていうことを、リスクをしょってJVを組んだんだろうなと思いますが、JVを組むことによって何か制限されることとか、やっていいこと、やっていけないこと、もちろん契約の中にそれぞれのものがあると思うんですが、一般的にJVを組んだらしていけないことというのは、何か大きなものはありますか。

○証人（堀田哲三君） 恐らくですねJVを組まれて、参加表明をされてからの組合側ならびに市側への営業活動、これは一切禁止されておりますので、こういったことはできません。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） そうしますと、JVを組んだ後、先ほどのお話の中にも地元企業優先というような採用ということがありますと、JVを組んだ側としましては、自分たちが1億円のリスクをしょった中で仕事を取りたいと思った場合に、JVを組んでない企業に対して参加を要請するということはあるですか。

○証人（堀田哲三君） すみません、もう一度お願いします。

○1番（林下豊彦君） JVを組んだ企業が、JVを組んでいない企業に対して一緒にやりましょうと、地元企業が集まってやったほうが良いと判断した場合に、そういう声かけをすることはありますか。

○証人（堀田哲三君） それは、私はメーカーじゃないので分かりません。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

質問は以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） よろしくお願いします。

○証人（堀田哲三君） お願いします。

○14番（木村愛子君） 今、林下委員のところでもありましたけれども、高温高压発電の営業をしていたということで、それが記載されていなかったという、その提案をされていたのは誰とされていたとか、やっぱ幾度、何回かと繰り返しその提案をされたんだろうと思うんですけども、その提案は、じゃ、その感触的には提案していることが受け入れてもらっているなというふうに受け取られる状況だった……

○証人（堀田哲三君） 何度も申し上げているとおり、私は営業マンじゃございませんので、組合にも行ったこともございません。で、コンサルさんにも会ったことはございません。

今回の一連のことをここの委員会の皆様にと言いますけども、今回の発注されるまでの経緯と色々な流れをどのように組合さんから聞いているのかも知らずにそんな質問しないでください。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 大変失礼いたしました。

そうしますと、神鋼さんのほうとの関わりは、今、ホッタ社長からお聞きしたんですけど。

○証人（堀田哲三君） ホリタです。

○14番（木村愛子君） ホリタさん。大変失礼で、込み入ったことですが、どう御関係でいらっしゃる、営業マンではないということですが。

○証人（堀田哲三君） 私どもは、この高温高圧に関していろんなボイラー製造というものを、私ども福井県では弊社のみがボイラー製造許可を取得しております。今現在も某メーカー2社、大手メーカーですけど、2社のOEMでボイラーを造っております。それゆえに、高温高圧のボイラーを造る難しさというものを、製造側としてお伝えするという面で助言をしてほしいということではございましたけども、実際に組合さんならびにそういった今のコンサルさんに話す機会というのは、残念ながらございました。

こういった中で、こういった営業を繰り返していたのかは分かりませんが、聞いた話でいえば、それだけを主に持っていきたいということで、取り入れてもらえないでしょうかということもコンサルさん側にやっていたみたいです。組合さん側はコロナ時で会えないというような話を聞いております。

この話は、木村先生は御存じですか。

○14番（木村愛子君） いえ、今、初めてお聞きしました。

○証人（堀田哲三君） だから、事情を知らないでそういうことを聞かないでください。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） もう一つお聞きします。先ほどどなたかの流れの中で、900点の企業ではないけど、850点の実績を持っている清水会長に声をかけたというのは間違いのない……

○証人（堀田哲三君） 私です。

○14番（木村愛子君） ということは、市内には900点の企業が……

○証人（堀田哲三君） 1社しかございません。

○14番（木村愛子君） はい、1社。どうして900点じゃなくて800——清水会長のほうが親しかったということでしょうか。

○証人（堀田哲三君） 違います。全く知りません。知らない中で、当然ながら皆様、鯖江市に住んでいてというところで、1社よりも2社入ったほうがいいという考えは皆さ

ん持っておられると思います。で、そこから選ぶというときに、多分ですけども、じゃ、行政側がじゃあ今の900点以上という1社のみ、JVを組んだ会社としかメーカーは出れない、参加できないという形になるので、私としてはより900点に近いような企業さんを選択する必要があります。で、あと組んでくれるようなところで、当然ながらこの建設業、聞けばすぐ分かりますので、聞いたところで清水組さん御紹介いただいて、ぜひ参加していただきたいという話を持っていております。

○14番（木村愛子君） 了解しました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 本日はありがとうございます。

昨年12月20日にですね、清水組の会長さんがですねここで尋問、へ証人喚問で来られたんです。そのときに、会長のほうからの発言ですけども、玉邑議員と堀田氏が清水組に来社したという証言があったんです。そういう証言があったんですわ。それで今、社長さんおっしゃられる話の内容ですと、鯖江市内の建設業者、誰かの紹介を得てというようなことでありました、清水組ですね、ありましたけれども、これは誰の紹介ですか。玉邑議員ではないんですか。

○証人（堀田哲三君） 玉邑議員も、私どもの従業員が懇意にしている方もおられますし、近くに住んでいる方もおられるので、いろんな御相談じゃないんですけども、どういった会社がございますかというのは、いろんな方に、私、聞いております。

で、うろ覚えでございますけども、玉邑さんに行ったかどうかというのはあまり覚えておりません。ただ、会長のほうに正式に私のほうでお願いしに行き、「じゃ、分かりました」というのは、私は聞いております。

○10番（奥村義則君） 証人は今、玉邑議員と共に清水組に行ったかどうかというのは覚えてないということですね。

○証人（堀田哲三君） はい。

○10番（奥村義則君） そうしますと、清水組の会長さんの証言とは、これまた反対の証言。

○証人（堀田哲三君） いや、だから言ったでしょう。いろんな方々から御紹介をいただいて紹介する中で、玉邑さんに行ったのかどうかというのは、うろ覚えでしかございませんので、はっきり分かりませんがと。

で、誰が調べて持っていったところで、いろんな手を尽くしてというところでは、玉邑さんとお話ししたことはございます。ただ、玉邑さんに行ったから、じゃ、今の清水組の会長さんが「分かりました」と言ったかどうか、私は覚えてないと、分かりませんと言っているんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） それでは、清水組の会長さんのほうから、建設側、オタ建設ですね、話もされているんですけども、それは証人にはどのように伝わったんですか。

○証人（堀田哲三君） オタさんに関しましては、正直言いますと、点数的にも今の条件

から考えても、JVに入れていいのかというよりも、入れて点数が——本当に参加してもらう分には、JVでなくても一緒に企業体として入ってくるというのは可能ですけども、本当にこれから取りに入るっていったときに、オタさんに関しましては、メーカー側としては、まず清水組さんに入らせていただくことによってというところに焦点を置いておりましたので、オタさんは随分後から。じゃ、清水組さんの御依頼もあって、参加を一緒にさせてあげてほしいという会長からの御要望もございましたので、御挨拶に行っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 御挨拶に行っているということでありましたので、それはいつぐらいのお話ですか。

○証人（堀田哲三君） それこそ覚えておりません。恐らく春とか、もっと過ぎぐらいじゃないのかなと思います。雪はございませんでしたから、恐らく春過ぎだと思います。

○10番（奥村義則君） 分かりました。

私は以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 私のほうからも、一、二点だけお尋ねしておきたいと思います。

今もお話ありましたけれども、まず鯖江市の、このごみ焼却施設の建設工事ですけれども、この件に関して、神鋼ソリューションが参加をしようと言ったきっかけになったのはどの場面だと思いますか。

○証人（堀田哲三君） それもメーカーじゃないので分かりません。

○20番（菅原義信君） では、そのことについて、堀田さんはどういうきっかけをつくる役割を果たされましたか。

○証人（堀田哲三君） 役割はないと……。私は営業マンじゃないので、役割はないです。

先ほど言いましたように、地元企業さんへの説明というのが私の役だったので、ごみ焼却場の建設というのに、福井県の企業の方で何社あるかって、ほとんどございません。そういったときに、こういった建設が大体主な内容ですよ、こういった工事がありますよという説明を私がする、納得いついていただく中で参加していただく、これが私の役目だったので、今、先生がおっしゃったことに関して、ちょっと私、どういう回答すればいいのかよく分かんないです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） しかし、そうした説明をするというのは、神鋼ソリューションからの依頼があって、そうした説明をされたのではないんですか。

○証人（堀田哲三君） はい、そうです。

○20番（菅原義信君） それはいつの時点でそうした依頼がありましたか。

○証人（堀田哲三君） だから、清水組さんに訪問するというような。で、清水組さんを選ぶに当たっても、当然ながら神鋼ソリューションさんと相談をしながら、恐らく一昨年——ちょうど2年ぐらい前ですね——の2月頃。清水組さん入ってくれるのであれば、

ぜひ地元で納得していただきたい、参加していただきたいということで、私のほうに説明をしてほしいという話がありましたので、私は清水組さんに説明をしております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） そうすると、神鋼ソリューションと清水組というのは、直接は関わりはなかったわけですね。

○証人（堀田哲三君） ございません。

○20番（菅原義信君） そうすると、堀田さんがその仲介をしたといいますか、そういう役割を果たしたということですね。

○証人（堀田哲三君） 仲介ではございません。一緒に探して、説明のほうは私どもがしましたけれども、じゃ、会います、じゃ、JVに入ってくださいというお願いは神鋼環境ソリューションがっております、会長のほうに。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 先ほどのお話の中で、清水組さんに声をかけたというのは一昨年、令和3年の2月頃だというお話をされていましたが、その後か前か、玉邑議員との接触というのはいつの時点でしたか。

○証人（堀田哲三君） ちょうど紹介していただけるあたりだと思います。我々がどの企業と——なかなか組んでいただける、だから900点近くの3社、4社ぐらいしかございません、鯖江市には。越前町にはございません。そういった中で、そういったところを、我々も手探り状態で紹介していただけるところと、直接アプローチするところというのをいろいろやる中で、恐らく玉邑議員と清水組さん、仲よかったんじゃないのかなと私は思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 玉邑議員から紹介をされたという意味ですか、今の紹介というのは。

○証人（堀田哲三君） そうじゃないです。その中に玉邑議員がおられただけです。

○20番（菅原義信君） では、玉邑議員以外の方というのはどなたでしたか。

○証人（堀田哲三君） 先生ですか。それとも違う方ですか。

○20番（菅原義信君） いや、どなたでも結構ですけど。

○証人（堀田哲三君） ちょっと言えないんですけども、名前はちょっと言えない中で、鯖江の元組合をやっておられた方から、一番初めはそこから情報をいただいています。福井市の方です。もう退職されております、組合。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） その方以外の方とは、どなたと会われましたか。

○証人（堀田哲三君） あとはもう建設業です、福井市の。

○20番（菅原義信君） 議員は玉邑議員だけだと、そういう意味ですね。

○証人（堀田哲三君） そうですね。

○14番（木村愛子君） 委員長、確認したいんです。

○20番（菅原義信君） いいです。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 先ほど、神鋼さんと堀田社長さんとはどういう御関係でしょうかとお聞きしたとき、ちょっと最後までお聞き……。先ほどボイラー製造を国内でも唯一やっておられて、企業等のOEMで受けていたりする、その取引業者のお一つで、神鋼さんとはお付き合いがあったと。

○証人（堀田哲三君） 協力会社です。

○14番（木村愛子君） 了解しました。

○証人（堀田哲三君） ……ではございません。

○委員長（丹尾廣樹君） よろしいですか。

○14番（木村愛子君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） ほか、いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは以上で、堀田哲三氏に対する尋問は終了いたしたいと思えます。

本日は長時間にわたって御証言をいただきまして誠にありがとうございます。御退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（堀田哲三君） ありがとうございます。

○証人（堀田哲三君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩いたします。再開は午後3時30分といたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時31分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは、本日2人目の証人喚問を行います。

傍聴人および報道機関の入室につきましては、先ほど許可いたしておりますので、入室を認めます。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） なお、報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますが、撮影につきましては、証人が交代しておりますので、改めて報道機関によるカメラ撮影の可否を決議してまいります。証人喚問につきましては、証人が証言しやすい環境づくりに努める必要がございますので、証人の意見を聞いた上で可とするか不可とするか判断してまいります。本日2人目の証人であります清水良三氏に対し事前に確認いたしましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては、やめていただきたいとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。本日の尋問時間につきましては1時間程度とさせていただきます、各委員からの関連尋問は端的に行っていただきたいと思います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時35分

○証人（清水良三君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

清水良三氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害するべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にあつた者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、ま

たはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にあった者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓の朗読をお願いいたします。

○証人(清水良三君) 良心に従って真実を述べ、何も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月28日。清水良三。

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

○証人(清水良三君) 宣誓書に署名

○証人(清水良三君) 署名しました。いいですか。

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるように御注意をいただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、清水良三氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることにいたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは清水良三さんですか。

○証人(清水良三君) はい。

○委員長(丹尾廣樹君) 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人(清水良三君) 間違いありません。

○委員長(丹尾廣樹君) それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させて



もらいます。清水良三氏は、真実を素直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、まず最初に、神鋼と組んで入札参加要請についてをお尋ねいたします。

市長選後1か月もたたないうちに、玉邑議員からごみ焼却場の仕事に参加しないかと言われたが断った。しかし、市長と一遍会ってほしいと言われたので料理屋で会ったと証言されました。その料理屋はどこですか。

○証人（清水良三君） 藤の家。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人は、昨年12月20日の喚問の際、料理屋で市長と会った日は覚えてないと答えましたが、今もその日は思い出せませんか。

○証人（清水良三君） はっきりと……、藤の家に聞いてもらえば分かるんじゃないですか。それまで調べてきませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木市長は、本年1月13日の本委員会において、料理屋で4人が会っていることは認めておりますが、神鋼と組んで入札参加の要請はしていないと発言しております。この発言に対して証人はどう思われますか。

○証人（清水良三君） 神鋼とJVを組んでくれと、ほかのJVとは組まないでくれと、その席で言われました。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼という会社名をそこで初めて聞いたとのことですが、なぜ、市長に即決でお受けするとの意思表示ができたのでしょうか。

○証人（清水良三君） それはやっぱりこういう商売していると、トップからそういう話を聞くと、誰でもが返事をするんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） それではそのとき、まず、誰が神鋼を紹介してくれるんだろう、または取り次いでくれるんだろうと感じたと思いますけれども、その疑問について誰が答えてくれましたか。

○証人（清水良三君） そんなこと、その場で神鋼って言われたって、僕は初めて聞いたんで、そんな誰が取り次いでくれるとか、そんなことは全然思ってもいませんでした。

○委員長（丹尾廣樹君） 誰かが紹介してくれるというような形で聞いたんですか。そのとき……

○証人（清水良三君） 誰かが紹介って、玉邑議員と市長さんがそう言ったので、そんなもん誰が紹介とか、当然誰かというより、紹介してくると思うわね。

○委員長（丹尾廣樹君） 料理屋には一体どれくらいの時間いたのでしょうか。

○証人（清水良三君） 2時間ぐらいかね。はっきりは覚えていませんけど、2時間ぐらいじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 最後にですね、料金は誰が支払ったのか覚えてますでしょうか。

○証人（清水良三君） 玉邑議員です。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑議員および市長は、どのようにして帰ったのでしょうか。

○証人（清水良三君） どのように帰ったって、市長が先帰ったと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） その後、玉邑議員が帰った。

- 証人（清水良三君） タクシー呼んで玉邑議員さんを送って、私は社長と違うところへ飲みに行きました。
- 委員長（丹尾廣樹君） そうすると証人は違うところへ、その後飲みに行ったっていうのはどこでしょうか。
- 証人（清水良三君） はっきりは覚えてないけど、あの近くやでキ・ラ・ラやと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） その後、市長との直接の付き合いというのはなかったんでしょうか。
- 証人（清水良三君） それちょっと差し控えたいね、この件は。
- 委員長（丹尾廣樹君） 差し控えたいということですね。
- 証人（清水良三君） はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） それでは、料理屋での会合の際、後ですね、玉邑議員と神鋼、堀田氏ですが、清水組に来社したとの証言がありました。玉邑議員から堀田氏との関係について、玉邑議員のほうからどのような紹介があったんでしょうか。
- 証人（清水良三君） 神鋼さんの代理で、この人と窓口やっていうのを聞かれました。
- 委員長（丹尾廣樹君） 神鋼の代理で、窓口はこの人やということですか。
- 証人（清水良三君） 会社はまた、まだアサヒ……。……。
- 委員長（丹尾廣樹君） そのときですね、堀田氏と神鋼との関係について、何か説明がありましたか。
- 証人（清水良三君） 堀田氏と神鋼？
- 委員長（丹尾廣樹君） 神鋼と堀田氏との関係。堀田氏は会社名が違うとは思いますが、その関係を……
- 証人（清水良三君） それはあのとき、何か福井でも焼却場、JVで直接入っています。それで、その鯖江は代理で、堀田さんと何でも話してくれとは言われました。堀田さんも僕に言うたで。
- 委員長（丹尾廣樹君） その日ですね、新ごみ焼却施設整備の応札に向け、どのような話合いがありましたか、そのときに。新ごみ焼却施設の話は。
- 証人（清水良三君） ちょっと意味が分からない。応札。
- 委員長（丹尾廣樹君） 玉邑議員と堀田氏が清水組に初めてとか来られたときに、新ごみ焼却施設の応札とか、入札に参加というような部分については何か話ありましたか、そこで。
- 証人（清水良三君） 一番初めは、堀田さんと玉邑議員と片町の開花亭でごちそうなつたんです。あれは玉邑議員が僕のうちに迎えに来て、開花亭で、そこで二、三時間は飲んでたんかね。そのときに、たしか初めてそこで会うたと思います。
- 委員長（丹尾廣樹君） 堀田氏とは、結局、片町のそこで初めて会ったということですか。
- 証人（清水良三君） 堀田はんと玉ちゃんは会社へ何回って来てるでね、はっきり覚

えてないけど、それが初めてだと僕は思うんですわ。雪が降ってたでよう覚えてるんです。もう2年前のことやで。それで、僕ら代行で帰ったんです。それは覚えてるんです。雪が降ってたんや、寒かったんやね、たしか。それで、その帰りにまた、あれかの、キ・ラ・ラでも飲みに行ったんかの。まだ時間が、代行はよ呼ばなあかんで、代行がちょっと早く来過ぎたんよ。それで待たしてて、少しちょっとチップあげて、知ってるんや。時間があつたで、もう一件行って帰ったんですわ。たしか寒かったんやと思う。雪降ってたのは覚えてるんですわ。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑議員が神鋼ソリューションに訪問していると証人は発言しておりますけれども、玉邑議員1人で訪問したんでしょうか。

○証人（清水良三君） 神鋼さんの偉い人と、偉いって営業と3人と、それで堀田はんと、ほんで僕と玉邑議員とオタさんとで、初めて会社で会うたのは夏やったと思う。暑かった。日にちはきちっと覚えていませんけど、夏やったと思う。暑かったと思いますわ。

○委員長（丹尾廣樹君） これ、神鋼ソリューションの会社にこうなんか、玉邑議員が1人で行ったってのは……………。

○証人（清水良三君） 僕は行ってません。行ったとは聞いているけど。それ、もう大分前だもん。

○委員長（丹尾廣樹君） これは、この前ですか。

○証人（清水良三君） いや、もっとずっと。僕も神鋼さんと会う前、……………行くって聞いてはいるけど。

○委員長（丹尾廣樹君） まだ神鋼さんを紹介される前ということですか。

○証人（清水良三君） 僕は。

○委員長（丹尾廣樹君） 清水組さんね。

そしたら、訪問後に玉邑議員からどんなような感じの会社というか、報告ありましたかね。行ったことについての。

○証人（清水良三君） 玉邑議員が大阪行ったときの感想ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） ええ。

○証人（清水良三君） 感想ってもう2年ほど前やで、これ、いいって言ったんかの。どう言ったかももう忘れちゃったわ。いい会社やってことは何か言っていました。

○委員長（丹尾廣樹君） いい会社ってね。

○証人（清水良三君） うん。その辺はまだはっきりせんけど、何かこんな感じやただけしか覚えていません。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼の三野氏は御存じだろうと思うんですけども、清水組に来社されていると、当然紹介された後ですね、来られていると思いますけれども。

○証人（清水良三君） そうそう。あれ、後から来たんだ。

○委員長（丹尾廣樹君） 来社は、いつ頃かは。

○証人（清水良三君） いつ頃かな。そんなはっきり覚えてないけど、来たことは覚えてます。2回ほど。

- 委員長（丹尾廣樹君） 2回ほどですか。
- 証人（清水良三君） たしか2回ほど来たと思う。これ、はっきり覚えていませんけど、来たことは間違いないんです。
- 委員長（丹尾廣樹君） そのとき、三野氏の誰か、随行されている人はいましたか、ほかに。
- 証人（清水良三君） 今さっき言いました、営業マンと堀田さんと僕と玉邑議員とオタさん。たしか7人いたと思いますわ。
- 委員長（丹尾廣樹君） 7人。
- 証人（清水良三君） 日にちははっきり覚えていません。
- 委員長（丹尾廣樹君） さっき、ちょっと夏頃とか、暑いとき。
- 証人（清水良三君） ほや、暑いときやったね。6月かな。これもはっきり……。
- 委員長（丹尾廣樹君） そのとき、どんなような話があったかは覚えていませんか。
- 証人（清水良三君） どのような話っていったって、頑張っていこうという話。
- 委員長（丹尾廣樹君） ああ、焼却炉の入札をね。
- 証人（清水良三君） そうそう。
- 委員長（丹尾廣樹君） 頑張っていこうという話。
- 証人（清水良三君） あの時も、かすかにしか覚えてないけど、三野さんは、まだ僕にも、どこのメーカーとも組まんと1社で頼むということは言われました。どことも。何回と言われたっけ、これもはっきり覚えてえんけど、そういうことは言われました。
- 委員長（丹尾廣樹君） 証人は、森川氏と玉邑議員の3人で飲食したという証言がありましたけれども、何回ぐらいそうした場があったか覚えていませんか。
- 証人（清水良三君） そんなもん、もう何十回と覚えていませんわ。数えられんわね。
- 委員長（丹尾廣樹君） 数えられないですか。
- 証人（清水良三君） はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） メンバーとしては、その3人が多いんですかね。回数が多かったのは。
- 証人（清水良三君） そうやのう。堀田さんとも飲んでいるけど、オタの専務さんらとは。
- 委員長（丹尾廣樹君） どちらの界限とか、そういうことは決まっているんですか。そういう飲みに行かれたという場所は。
- 証人（清水良三君） それは、鯖江か福井です。
- 委員長（丹尾廣樹君） 鯖江か福井ということやね。
- 証人と森川氏、玉邑、3人で、そのときの、3人会ったときの会話というのはどんな会話やったですかね。
- 証人（清水良三君） 会話って、そんなもん大分前やで、頑張ろうやろの。ほんで一緒に。
- 委員長（丹尾廣樹君） 頑張ろうって。

○証人（清水良三君） うまくいくで、やろうという感じやったね。当然僕らも勝つんやなどは思っていました。

○委員長（丹尾廣樹君） 要求水準書が出てからですね、2か月ぐらいは、ずっと後ですけども、玉邑議員が御立腹であったと証言されましたけども、その間、玉邑議員から何かお話はございましたか。

○証人（清水良三君） それは大変怒っていましたよ。そんな、側近の副市長に裏切られたんやで、ひっでもんにもう涙流して怒っていましたよ。もうすごかったですわ。今日来ているオタの専務も、横に来てると思うんで、一緒にいましたよ。大変なもんやったですわ、そんなもん。ひっでえ怒っていました。

○委員長（丹尾廣樹君） 玉邑議員の、今、側近の副市長って言われましたけど、玉邑議員から見ると……

○証人（清水良三君） かわいがっていたって言ってたわ。

○委員長（丹尾廣樹君） かわいがっていたということですね、側近ってことでね。

○証人（清水良三君） そうそう。

○委員長（丹尾廣樹君） に裏切られたということですね。

○証人（清水良三君） うん。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、荏原側への下請要請の、今度は事案についてちょっと伺いたいと思います。

令和3年10月25日、田中建設とフクシンの両社長がオタ建設に行きですね、荏原側への下請要請があったことを森川証人は認めましたし、そのことを証人も森川氏から聞いていると証言されました。御社にはこの両社長の訪問というのはなかったんですか。

○証人（清水良三君） 2人は来てません。

○委員長（丹尾廣樹君） こういうような、2人では来てないということで、どちらかが来たことはありますか。

○証人（清水良三君） ちょっと差し控えたいね。

○委員長（丹尾廣樹君） ああ、はい。

それでは、令和3年の11月28日です。佐々木市長から清水組社長に電話があって、荏原側のJV協力企業フクシンの一次下請要請話を持ちかけられたそうですけれども、最初は神鋼と組んで入札参加の要請を受けており、どういうことなのかと、なぜ反論、そこでしなかったんですか。

○証人（清水良三君） これ、反論するってより、オタさんの専務とうちもJVやで、勝手に返事ができんでしょう。で、オタの専務と相談してくれってということで、それで、明る日12時か。月曜日や、日曜日やと、それは覚えています。月曜日に返事してくれって言われたので、相談になったわね。それはやめておこうってなったわね。

それで、神鋼の堀田さんらもばかにするなって感じで、ほんで、ひっで、堀田はん、ほこでもまた怒ってたんやで。そのときに、大体あれ、要求水準出る前が、大体やっとならと荏原と神鋼が五分五分になったで、50%、50%なったで勝負しておこうと。それで、大

体120億って決まったんやけど110億まで下げて頑張ろうってした矢先に、ほんなもん、今の副市長にやられてんたやで、ほんなもん、完全に怒ってまうわの、そんなもん。

J Vわかったら、もうこのときまだ流れるか流れんかでやっていた最中です。それで、今、専務らも告発文か、出すのも堀田さんらといろいろ相談して、ほんなもん僕も専務もあんまり機械のメーカーのことは、土木建築のことは分かりますけど、それでこんなんや、こんなんやっていうんで、今日来ています専務が腹立ったんで、そのときは堀田さんも後ろで、本社はやめとけって言ったんやけど、自分は下請に入るつもりだけど壊れたで、初め半年ぐらいは一生懸命、そんなぐらひかな、半年ぐらひは会社しょっちゅう来て、オタさんと3人でいろいろ、それも何回って話し合いましたよ、この3人で。

○委員長（丹尾廣樹君） そしてまた、オタ建設の森川氏と相談の上、翌日の11月29日の正午までに返事をしてほしいとも言われたそうですけれども、森川氏との相談の結果について教えていただけますかね。

○証人（清水良三君） 初めから話が違うので当然断られる。僕らかってオタ建設かって清水組かって、やっぱりそれは会社やでね、自分で言うのもおかしいけど、そんなもん当然断りますわね、人間として。

○委員長（丹尾廣樹君） 翌日、29日ですね、もう一回ね、正午前に社長さんが佐々木市長に電話をしており、そのときの会話の内容が録音されておりますね。録音した理由を教えてください。

○証人（清水良三君） それはもう変わったのは、やっぱこういう仕事をしていると、どこで変わったちゅうのはもう分かるんです、大体雰囲気です。これはあかんなというんで、専務らと話してたんです。

○委員長（丹尾廣樹君） その中で、録音の中ですけども、初心を貫くということで、フクシンの一次下請話を断っています。初心を貫くという意味について具体的にお聞かせいただけますか。

○証人（清水良三君） ちょっと今、フクシンでなくて、共同企業体やと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） フクシンじゃなくて共同企業体。

○証人（清水良三君） そうそう。

○委員長（丹尾廣樹君） の一次下請という話やね。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） を断っていますが、初心貫くという言葉を出していらっしゃいますけども、これ、具体的にどういうイメージですかね。

○証人（清水良三君） これは初めに藤の家で会った話と違うで、初志貫徹という言葉出てきたんですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。あくまでもそういうようなことだという。

○証人（清水良三君） やっぱり決めたことはきちっとせなあかね。

○委員長（丹尾廣樹君） そっちの一次下請には入らないと。

○証人（清水良三君） そうそう。

○委員長（丹尾廣樹君）　　いうことでね。

○証人（清水良三君）　　これやっぱり、大分考えたんですけど、これでやっぱり決めたことは守らなあかん、初志貫徹というのが出てきたと思います。

○委員長（丹尾廣樹君）　　それでは、以上で私からの主尋問は終わりといたします。

次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。

　　帰山委員。

○8番（帰山明朗君）　　一点だけお伺いしたいと思います。

　　先ほど委員長の主尋問の中から、要求水準書が出た後に、いわゆる最初の話と変わってきた中で、玉邑議員が大変怒っていたと。そのときに、いわゆる副市長に裏切られたということをおっしゃっていたというのが一点。

　　あともう一点、清水証人が後ほどおっしゃられた中で、いわゆる話の潮目が変わってきたような状態の中に、やはりこれも副市長にやられたということを書いて……

○証人（清水良三君）　　潮目。

○8番（帰山明朗君）　　潮目というか、話、最初の、先ほどの初志貫徹を貫くということであると、一番最初に清水証人がおっしゃられた、料理屋さんで出てきた話と入札に係る書類が出てきたこと、結果的に入札が済んだ後に、いろんな下請に関する絡みのことも、やっぱり最初のとくと話が違くと。そのことに関して、副市長にやられたという言葉も使っていたと思うんですが、使ってなかったかね。

○証人（清水良三君）　　それはちょっと勘違いですよ。僕はそのときに、玉ちゃんが怒っていたし、僕も堀田さんからいろんな、副市長と話していることは、神鋼の言うことが大体入ってきて、思うようになってきたっていうのを聞いていますからの、僕は直接は聞いてえんのか。副市長とは何も交渉してえんのかよ。神鋼の堀田はんが交渉してたんや、副市長と。僕らは分からん。……分からん。そこちょっと違いますわ。

○委員長（丹尾廣樹君）　　帰山委員。

○8番（帰山明朗君）　　そうすると、具体的に今回の要求水準書が出たりとか、そうしたいきさつの中で、副市長が具体的にどういう形で絡んでいたかということに関しては、清水証人は具体的には何か知っていることはありますか。

○証人（清水良三君）　　僕は副市長とは直接でねえんやぞ。

　　玉邑議員と堀田さんが一緒にやっていたんや。ほのときに聞いていることと途中で違ってたんよ、要求水準が。これ入っていますと俺ら聞いてたんや。それで、要求水準が出たときに、もう神鋼はやる気がなくなってもうたんや、そこで。営業したのが入ってなかったり、いろんなことが。これまではきちっと高エネルギーで売電やし、いい機械やちゅうことを聞いていましたで、それでさっきも言ったとおり、やっとな五分五分になったで勝負できると。125億だったのが110億まで下げようかって、ここまで話が進んでたんですって。安くした方がいい、鯖江の市民のためにいいでって。それで、途中で要求水準が神鋼の思ったとおり、営業したとおりになってえんかった。僕ら聞いたときは大体なっていたんですって。それで、思うようにならなかったで、神鋼はそこでも

うやる気がうなったことはもう間違いないです。それで腹立ってたんや、堀田さんが副市長に。全然話が違うって。

僕は副市長としゃべったことないですよ。しゃべっても分からないんで、流動床の、少しは勉強したけど。そういうことですよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうしますと、前回もお伺いしたんですけれども、清水証人に。要求水準書が変わったことについて、堀田さんからいろいろ聞いたという話、今もいただきましたけれども、その聞いた中で要求水準書が具体的にどのように変わったさかいに駄目やったか、もしくは入れなかったということについて、具体的に清水証人、何か覚えていらっしゃるかどうか、知っていることはありますか。

○証人（清水良三君） ボイラーとか、あれ、紙に書いて持ってきたんです。これは今日来ているオタの専務、目の前で説明して帰って、何かの紙できちっと書いてこいって書いてきた。僕らかてある程度分かるけの。そこが削除されたっていうか、出てきてえんかったんよ。要求水準に反映されてなかった。そんなんで、もう堀田はんらも怒って、やる気のうなったんや。

要するに、副市長と堀田はんらが初め話してた、結論でいくと入ってなかったんやって。入るべきことらが、僕ら聞いてたのが。いろんなことが。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 先ほど、今、お話の中でも出てきているアサヒテクノフォートの堀田さんも証人に呼ばれてお話しされていましたが、いわゆる水準書であったり、入札の書類に関して修正や訂正があったことについて、どう考えるかということもお話をお伺いしましたがけれども、そんなときにはやはり、営業の結果、入札がスムーズに進むために、組合側が考えることと結果的に神鋼側のほうとが違ったんでないかと、そういうことをおっしゃってなったんですけれども。

○証人（清水良三君） もう一回聞かせて。

○8番（帰山明朗君） 入札に神鋼ソリューション側が参加しなかった理由について、アサヒテクノフォートの堀田さんは、直接神鋼の者ではないと、堀田さん自身は神鋼の人間ではない、神鋼という会社の間人ではないので、あくまでもアサヒテクノフォートの会社という立場でお話をすると。そういう中では、入札に関わる書類については一定の修正とか訂正があったけれども、それについては組合側の入札がよくなるようにというか、いい入札になるように進めた結果がそれであったというふうな発言をされたと思うんです。

議事録でなくてメモ程度ですので、若干のニュアンスが違っていたら御了解いただいて、大まかなニュアンスは合っているものと思っています。

そのことについて、何かありますか。

○証人（清水良三君） 逃げたんやの、一言で言えば、逃げたんやと思いますよ。初めは、神鋼は全国でやるでしょう。そんなときはもう降りたんやけど、やっぱり、あの人が下請



するで、初めはすごく腹立ったんですよ。ずーっと。というのはもう逃げたんでないですか。これは僕の個人の意見ですよ。

○8番（帰山明朗君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○2番（江端一高君） 私からはありません。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 一点だけでございます。

本日もおつかれさまでございます。

○証人（清水良三君） こちらこそ。

○1番（林下豊彦君） また当たり前の質問なんですけれども、清水組さんは神鋼さんとJVを正式に組まれていますか。

○証人（清水良三君） 組まれていません。

○1番（林下豊彦君） 以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） よろしく申し上げます。

2点ほどお尋ねしたいんですけれども、今ほどおっしゃっておられた玉邑議員と堀田社長が要求水準書等の話をしておられたのは、副市長としていたというふうにおっしゃいましたね。

で、もう一つ。その流れの中で、神鋼のほうは115億まで下げられるよというような、出していたけども、そこも通らずに132億になってきたという、神鋼さん側がおっしゃろうとしていることが反映されていなかったというのも一つのそこ、大きな判断の材料だったというふうにおっしゃられたんですけど、堀田さんが話をされていた相手というのは、考えを出されるときに質問されたり、交渉しておられたのはコンサルじゃなくて、副市長とされていたというふうにお聞きになっていらっしゃるんですか。

○証人（清水良三君） いや、ちょっと、今の質問ははっきり分からないですって。ぴっぴっと何か。耳も悪いんです、こっち。何を言いたいか、聞きたいかが。

○14番（木村愛子君） ごめんなさい。単刀直入、アサヒテクノの堀田社長が、その組合の新ごみ焼却炉のことで話をされていたのは、副市長としていたというふうに清水会長は、いろいろと話をまた報告受けたりされているときに、玉邑議員、それから堀田社長と、そしてそのお三方というのは、副市長と話をしていたというふうな、そういう積み上げをしてきたというふうに、今のところでおっしゃられたかなと思って……

○証人（清水良三君） 堀田さんが。

○14番（木村愛子君） そういうふうに、うん。

いや、先ほど堀田さんは、誰としてましたかって聞きましたら、コンサルとしていたというふうにおっしゃられたんですけども、会長のところには、それで副市長らとも話していたということですね。

○証人（清水良三君） コンサルとも話しとったかもわからんけど、僕らは、副市長と話しているのは聞いてはいますよ。

○14番（木村愛子君） もう一点、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

○14番（木村愛子君） 非常に玉邑議員が御立腹であったということで、先ほど副市長に裏切られたというふうに涙を流して非常に憤慨しておられたという、その話をお聞きになられた場所は、清水組の会社にいらっしゃって、されたと。

○証人（清水良三君） 会社。はい。専務も来てるし、自分も一緒にいましたよ。

○14番（木村愛子君） 会長、社長さんみんな。清水組さんのところで、そういうふうに玉邑議員が見えて、そこであった会話ということですね。

ありがとうございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 本日はありがとうございます。

○証人（清水良三君） こちらこそ。

○10番（奥村義則君） 最初にですね、市長、玉邑議員と4人で会った、2時間ぐらい会われたと、滞在したというようなお話でありましたけども、一般的に考えますと、すごい長い時間をお過ごしになれたんやなというふうに思うんです。

最初は、市長、玉邑議員のほうからですね、神鋼と組んで入札参加要請があったということでもありますけども、そのほかにですね、別にいろんなお話があったと思うんですわ、2時間もおられたということは。何か別のお話はどんなのがありましたか。

○証人（清水良三君） 僕も一応田村さんを応援してたで、恥ずかしい話、1回目は断ったんです。2回目は、何か自分のこと言うんじゃないけど、少し恥ずかしかったですわね、会うのは。嫌かったです。で、会ったときに謝ったんです。恥ずかしいけど、悪かったと。悪かったって言うたんかな、そうやの。何で僕が会わなあかんのかな、そんな感じ。少し僕は心苦しかったんやね。

そのうち酒飲んでて、そんなもん済んだことやって、僕だって、これから頑張りますと言わなあかんげの。そんな話して、つらいとこやです。そういうことです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） では、次ですけれども、先ほど堀田証人が喚問あったんです。堀田氏は、私は営業をする立場でないと、営業なんてしてませんと。全部否定されましたね。

これについてどう思われますか。

○証人（清水良三君） 営業って、僕だってオタの専務らと酒飲んだり、こんな話してるのも、これも営業じゃないですか。一緒に組んでやろうって。どこも組まんと頑張ろうって。営業しているところであれば、すごい営業していますよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） それともう一つ。中村副市長にですね、いろんな営業というか、提案もされたと思うんですね、売電とかですね。そういうようなことだと思っすわ。そういう営業もされてないというような話だったというふうに、私は堀田証人の先ほど

の発言から、そういうふうに思うんです。

それについてはどうですか。

○証人（清水良三君） あの高エネルギーのあれですか。

○10番（奥村義則君） はい。

○証人（清水良三君） それは当然営業していますよ。これは僕ら聞いていますよ。後ろにいる専務さんらも聞いていますよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 先ほど、森川さんもそこにおられまして、堀田氏の証言を聞いているんですね。そして、先ほどそういうようなことを言われたので、今、会長さんの言われる証言の内容ですと、副市長に対していろんな形で営業活動をしていたというようなことですよ。堀田氏に関しては、もう一切営業はしていないと。そういうような話でありましたので、そこにはまた食い違いが生じてきたのかなというふうな思いがします。

それとですね、佐々木市長の発言ですけれども、これは1月13日に佐々木市長を喚問しているんです。そのときに、市長はこのようにおっしゃっているんですわ。これは録音を取ったその日のことなんですけれども、こういうふうに市長は言っています。

清水組の社長さんからお電話がありまして、そのときに、今おっしゃったような要請を受けた下請に入るということは断ると。その後、市長は、市長から依頼されたとか、要請をされたとかいう表現だったと思うんですけれどもという、そして断るというお電話がありました。そして、断るということで一応電話が切れたんですね。そこで、そういうお話があつて電話は切れたんですが、また少しして、すぐ清水組の社長さんからお電話がありまして、同じようなお話を一方的にされましたと。

ということは、2回社長さんのほうから市長に電話をされているというようなことになるんです。これはなぜでしょうか。

○証人（清水良三君） なぜって、あれはいつもの使っているテープでなくて、オタさんもいる1回目は聞こえなかった、少ししか。失敗したんです、正直言って。いつもの使うテープでなかったもんで。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 一般的に考えますと、会話の内容を録音するというようなことは、なかなか普通はあり得ないのかなというように思うんです。でも、その中で録音をしようと、これは森川さんと相談をした結果、録音していこうというふうになったのかなというふうにも思いますけれども、やはり録音をするということはある意味では証拠なんですね。証拠を取っておこうというふうなことだったというふうに私は認識するんですけれども、それ、私の考え、間違いないですか。

○証人（清水良三君） ほれもあるでしょう。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） その録音に関しては、私たちが聞かせていただきましたし、反訳

もされていますね。

やはり録音をしたということは、何かその録音したものを後に使いたいというような、そういうようなお気持ちがあったからというふうに私は思うんですけども、この辺に関してはどうですか。

○証人（清水良三君） ほんなことまでは覚えていませんでしたね、正直言って。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） どうも御苦労さんです。

幾つか私からも質問させていただきますけど、まず、玉邑議員との関係でいくと、玉邑議員を挟んでオタさんだったり、あるいは堀田さんだったり、いろんなパターンがあったと思うんですけども、何十回も飲食を共にしたと、こういう具合に言われたわけなんですけれども、玉邑さんというのは鯖江市の市会議員ではあるわけなんですけれども、玉邑さんという方について、どういう具合にそのときには受け取っておられたのかと。

○証人（清水良三君） 僕、個人がですか。

○20番（菅原義信君） はい。

○証人（清水良三君） 玉邑議員さんですか。これは個人的なことやで、あんまりこんなところで言えませんかでしょう、悪いけど。

○20番（菅原義信君） いや、そういう意味……、聞いているニュアンスはちょっと違うんですけども、つまり、一介の議員なわけなんです。一介の議員とこうして、この役所がする事業に対していろいろとおっしゃっていたわけなんです。そうすると、玉邑議員とこうした会食を共にするっていうことが、管理者、市長の意を受けた、あるいは同じだという具合に思っていたわけではないんですか。

○証人（清水良三君） 昔からゴルフしたり、酒飲んでますわね、前から、こんなことになる前から。それで、そんな何も思っていないわね。ただ、やっぱ俺も建設業しているで、たまには頼まなあかなくていう、ちょっと欲はあるわね。たまにゴルフ行こうとか、酒飲むってのはやっています。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 先ほどの質問の中にもありましたけど、中村副市長、副管理者ですけれども、大変に裏切られたということで玉邑議員が立腹をしたと、こういうような証言があったわけなんですけれども、そうすると玉邑議員は副市長から何か言質といたしますか、有利なような、そういうような話でも聞いていたんでしょうかね。

○証人（清水良三君） ほれは分かりません。

○20番（菅原義信君） 分かりませんか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） もう一つ。先ほど要求水準書の話が出されていましたが、清水証人も要求水準書について少しは勉強したと、こういうようなお話をされたと思う

んですけども、その中で疑問に思ったといいますかね、その要求水準書を眺めてみて、えらい変わったといった思いのところは、どういうところが変わったと思われましたか。

○証人（清水良三君） はっきり分かんけど、堀田はんがここが違うとか、そんなこと言ってる、ほうかなって感じやったです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） ここというのは、どこを言っていましたか。

○証人（清水良三君） 高エネルギーとか売電とか、何かボイラーがいいとか、ここが違うなというだけ、かすかに覚えています。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 先ほど堀田証人からも証言をいただいたわけなんですけども、ここでもね、高圧高温のそうしたエネルギーを利用すると、そういう点が非常に一番の、神鋼ソリューションとしては売りだというかね、そういうものは当然取り上げられるものだといった意味のことについて話はされていましたが、そういうものが駄目になったということで憤慨されたということでしょうか。

○証人（清水良三君） と僕は思っておりました。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） そうですか。

もう一度お伺いしますけども、中村副管理者に裏切られたといった玉邑議員の言葉ですけれども、そのときにどういう感じをお持ちになりましたか。

○証人（清水良三君） 誰が、僕がですか。

○20番（菅原義信君） ええ。

○証人（清水良三君） ほのときですか。

○20番（菅原義信君） ええ。

○証人（清水良三君） ほれは僕かて面白くないわね。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） もう一つ。つまり、裏切られたっていうのは、玉邑議員としては非常にいい感触が当初はあって、それがひっくり返ったといいますか、荏原のほうに、このひっくり返ったというような、そういう意味で腹立ったという具合には受け取られましたか。

○証人（清水良三君） それはもう人の心は分かんでき、僕かて。大体自分は、自分で感じただけです。

○20番（菅原義信君） はい。もういいです。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 最後に1つだけ。清水証人に関しては、今回再喚問ということで、2回来ていただきましたこと、感謝申し上げます。

2回来ていただきまして、証人がこれだけは言っておきたいというようなものがあつたらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○証人（清水良三君） 私ですか。私もうちの会社も、これ、本当にどういうんか何か変な目で見られて、正直言って、どう言ってもいいんかしらんけど、これはもう、うそつき呼ばわりされる会社になったもんやで、僕もこれだけは正さなあかんと思っているんです。やっぱり真実は、証明は、僕はしようと思っただけできるものはありますって、証明しますって。僕は100%自信ありますわ。もうこれ以上は言わないけど。これは何かあったときには、僕はきっちり証明しますわ。もう会社こんだけやられたらさ、100条委員会では、僕は名誉毀損で本当は訴えたいくらいですわ。こんなんもん、新聞に変なこと書かれるし。これは本当の話です。僕は証明しますって。事があったときにはきっちり、自信あります。100%あります。これだけちょっと言いたいですわ。私。

○10番（奥村義則君） ありがとうございます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、ほかの委員さん、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○証人（清水良三君） どうもありがとうございます。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、以上で、清水良三氏に対する尋問は終了いたします。

本日は長時間にわたって証言ありがとうございました。

○証人（清水良三君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） 以上で、協議事項は終わりとなりますけれども、その他、何か委員さんのほうからございましたらよろしくお願いします。

1点、前回の記録の提出については、ここに持ってまいりましたけれども、それ以外にまた記録の提出について要望がございましたらここで受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） ちょっと気になることは、今の清水会長の証言を受けまして、玉邑議員と先ほどの堀田社長とは、副市長と何回も提案事項等をやり取りしていたというふうには、組合側の副管理者として前線に出てやり取りをしておられたんだなというふうには、今の清水証人の発言からは受け取れたんですけれども、中村副管理者として出て見えたんだと思うんですけど、証人が、完全に職員が動いていたと、組合の職員が動いていたと、目いっぱい公正公平に、少しでも安くということ動いていたというようなことで、今のようなことはつゆほどもみじんも感じられるような証言ではなかったことが、これどういうことやというふうな疑問が生じたんですけれども。疑問が出たというところでは。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

○14番（木村愛子君） もう一つ。議事録、今日の今の……、よろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 今の清水証人の主尋問に対しての証言のところで、提案をしているときに、要求水準が神鋼のほうも、今通ってきてどっこい五分五分になってきたと。五分五分に持っていったときに115億に下げていったと、神鋼さんが。これが要求水準書

に出てきたときに132億って出てきたというその金額のことを、今、清水証人おっしゃられたんです。これって非常に大きい話であると思うんです。

組合での動きが112億から182億になり、そして132億になったというその変動した数字の動きが、金額の変動がありましたから、ここで提案をされているときに神鋼が堀田さんを通じて副市長とそういう提案をしていて、その手応えを五分五分というふうに、大分自分たちの提案が入っていったというふうな感触を五分五分だったというふうに思っていたところが、要求水準書では132億と出てきたという言葉も、これ、ないがしろにはできない発言だったなど。

今日のあれが出てこないと、今、私の耳に入ってきたんでは、そういうふうに清水証人がおっしゃられたように思いますので、これは組合議会の問題かもしれませんが、100条委員会でも大きな問題かなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 今の証人喚問の中で、高エネルギーの売電というところの技術が載ってなかったという話が盛んに聞かれていましたけれども、それを載せるということは、逆に言うと、完全に神鋼さんをお願いしますというようなことになりかねないような重要な事項だと思うんです。それに対して、副市長が何かをとおっしゃっていましたけれども、前回の副市長の喚問のときに、個人的に何かをできるような状況ではないと、全て委員会、議会の中で、全て決まっていると、それは多分この議事録の中に入っているのだと思いますので、そういうことも含めて、もっと確認しながら発言したほうがいいなという感じで、今、受け取りました。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、御意見が出ましたけれども、これについては御意見ということにとどめたいと思います。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、これで終結したいと思います。

以上で、第16回100条調査特別委員会を閉会します。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時35分